

介護施設等における感染症発生状況の把握と対応 ～介護施設職員の役割について～

さいたま市保健所 感染症対策課



- 平時から職員全員が自己の健康管理を徹底する。
- 感染症の発生の有無にかかわらず、標準予防策を行う。
- 感染症の発生動向に注視し、流行状況を施設内で情報共有するなど、感染予防に対する意識を高める。



- 職員が利用者の健康管理上、感染症を疑ったときは、医師や看護職員と連携し管理者に情報共有する。
- また、策定した感染対策マニュアルに伴い、速やかに感染対策担当者に状況を共有するとともに、感染対策担当者は施設長等に情報を共有する。
- （介護職員のための施設等）利用者のかかりつけ医や協力医療機関等の医師・看護師等に相談し、施設内での対応について相談できると良い。



- 医師や看護職員等と連携し、「感染拡大防止」のための行動に移る。
- 感染拡大防止に必要な対策や必要な情報の報告等、職員に必要な指示を行う。
- 感染症の発生状況が一定の条件を満たした場合は、行政に報告するとともに、関係機関と連携をとる。
- 職員等に対し、自己の健康管理と標準予防策を徹底するよう指示する。



- （看護職員が配置されている施設の場合）利用者の健康状態の確認や医師への報告、感染拡大防止のための対策に関する助言・支援を行う。
- 利用者の症状に応じたケアを実施するとともに、介護職員等に対し、ケアや消毒等の衛生管理について知援・助言を行う。



- 感染対策を効果的に実践するには、それぞれの職種一人一人が各自の役割や必要な事項等を理解し、連携することが必要です。
- 感染対策を実施している現場だけに任せず、施設長や管理者の方々も感染対策を理解することが大切です。
- それぞれの職種間で情報を共有し、現場の声を聞きながら、感染対策を施設全体で実践しましょう。

参考文献：介護施設における感染対策の手引き第3版 厚生労働省老健局 令和5年9月作成



令和6年度より「疾病対策課」から「感染症対策課」に課名が変更となりました。

さいたま市保健所 感染症対策課

- ・ 感染症対策係（840－2204）
結核やHIV（エイズ）等の感染症に関する相談、感染症法に基づく患者対応など
- ・ 感染症情報係（767－8353）
新興感染症に関する情報収集、普及啓発、人材育成など
- ・ 予防接種推進係（840－2211）
定期予防接種に関すること

感染症の発生にかかわらず、お困りのことがあればご相談ください。